

# 令和7年第2回笠松町議会臨時会会議録

令和7年4月4日笠松町議会臨時会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本臨時会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

## 応招議員

|      |     |      |
|------|-----|------|
| 新議長  | 10番 | 伏屋隆男 |
| 副議長  | 4番  | 高橋伸治 |
| 新副議長 | 6番  | 間宮寿和 |
| 議員   | 1番  | 伊神和弘 |
| 〃    | 2番  | 番有里  |
| 〃    | 3番  | 竹中光重 |
| 〃    | 5番  | 關谷樹弘 |
| 〃    | 7番  | 尾関俊治 |
| 〃    | 8番  | 川島功士 |
| 〃    | 9番  | 田島清美 |

## 不応招議員

なし

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

## 出席議員

応招議員に同じ

## 欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

|                     |      |
|---------------------|------|
| 町長                  | 古田聖人 |
| 副町長                 | 村井隆文 |
| 教育長                 | 野原弘康 |
| 総務部長                | 堀仁志  |
| 企画環境経済部長<br>兼企画DX課長 | 山内明  |
| 住民福祉部長              | 伊藤博臣 |

|                        |         |
|------------------------|---------|
| 建設部長兼水道部長              | 田 島 茂 樹 |
| 教 育 文 化 部 長<br>兼教育文化課長 | 天 野 富 三 |
| 会 計 管 理 者<br>兼 会 計 課 長 | 田 島 直 樹 |
| 総 務 課 長                | 花 村 定 行 |
| 教育文化課主幹                | 朝 日 英 司 |

1. 本日の書記は、次のとおりである。

|             |         |
|-------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 佐々木 正 道 |
| 書 記         | 白 田 初 穂 |

1. 議事日程（第1号）

令和7年4月4日（金曜日） 午前10時開議

- 日程第1 第1号選挙 笠松町議会議長選挙について
- 日程第2 会議録署名議員の指名について
- 日程第3 会期の決定について
- 日程第4 諸般の報告について
- 追加日程 第29号議案 笠松町議会副議長辞職許可について
- 追加日程 第2号選挙 笠松町議会副議長選挙について
- 日程第5 第27号議案 笠松町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 第28号議案 令和7年度笠松町一般会計補正予算（第1号）について

開会 午前10時00分

○副議長（高橋伸治君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。よって、令和7年第2回笠松町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

---

#### 日程第1 第1号選挙について

○副議長（高橋伸治君） 日程第1、第1号選挙 笠松町議会議長選挙を行います。

お諮りいたします。選挙は、投票あるいは指名推選のいずれの方法により行うことといたしまししょうか。

〔「投票」の声あり〕

投票によられたいとの発言がありますので、選挙の方法を投票によることといたします。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は10名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「はい」の声あり〕

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、事務局長の点呼に応じて順次投票を願います。

点呼を命じます。

〔点呼・投票〕

投票漏れはありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

〔投票箱閉鎖〕

これより開票を行います。

会議規則第73条第2項の規定により、立会人に1番 伊神和弘議員、7番 尾関俊治議員の2名を指名いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、両議員の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

選挙の結果を報告いたします。

投票総数10票、これは先ほどの出席議員に符合いたしております。

そのうち有効投票10票。

有効投票中、伏屋隆男議員10票であります。

この選挙の法定得票数は2.5票であります。よって、伏屋隆男議員が議長に当選をされました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

ただいま議長に当選されました伏屋隆男議員が議場におられますので、本席から会議規則第74条の規定による告知をいたします。

なお、ここで当選者の氏名、住所、生年月日を事務局長をして申し上げさせますので、所定欄に御記入願います。

○**議会事務局長（佐々木正道君）** 笠松町会議長当選者、氏名、伏屋隆男、住所、羽島郡笠松町無動寺256番地の11、生年月日、昭和26年4月17日。

○**副議長（高橋伸治君）** 新議長、挨拶をお願いいたします。

○**新議長（伏屋隆男君）** このたびは皆様方の御推挙により、また議長をやらせていただくことになりました。この1年間、また笠松町のために一生懸命やっていきたいと思っています。

特に今年はねりんピックもあります。そして、江崎知事が提唱してみえる政策オリンピック、これにも笠松町のよさをどんどん発信しながら、魅力ある笠松のまちづくりに頑張っていきたいと思っています。よろしく願います。

○**副議長（高橋伸治君）** 伏屋隆男議長、議長席にお着きを願います。

〔新議長 議長席に着席〕

---

## 日程第2 会議録署名議員の指名について

○**議長（伏屋隆男君）** 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第103条の規定により、次の2名を指名いたします。

2番 有 里 議員

8番 川 島 功 士 議員

---

### 日程第3 会期の決定について

○議長（伏屋隆男君） 日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は1日と決定いたしました。

---

### 日程第4 諸般の報告について

○議長（伏屋隆男君） 日程第4、諸般の報告を行います。

事務局長より報告いたさせます。

○議会事務局長（佐々木正道君） それでは、2点報告させていただきます。

1点目は、監査委員より令和6年度1月分及び2月分の例月現金出納検査の結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付させていただきました。

2点目は、羽島郡町村議会議長会の会長が4月1日付をもって笠松町議会議長に代わりました。なお、副会長につきましては、岐南町議会議長であります。以上です。

○議長（伏屋隆男君） 以上、御了承願います。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時13分

再開 午前10時14分

○議長（伏屋隆男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

ただいま高橋伸治副議長から副議長の辞職願が提出されましたので、事務局長をして朗読いたさせます。

○議会事務局長（佐々木正道君） 辞職願。今般、都合により笠松町議会副議長の職を辞したいので、地方自治法第108条の規定により許可されたく願ひ出ます。令和7年4月4日、笠松町議会副議長 高橋伸治。笠松町議会議長 伏屋隆男様。

○議長（伏屋隆男君） お諮りいたします。この際、笠松町議会副議長辞職許可についてを日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、この際、笠松町議会副議長辞職許可についてを日程に追加いたします。

書記をして議案を配付いたさせます。

〔議案配付〕

議案の配付漏れはありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

配付漏れなしと認めます。

---

追加日程 第29号議案について

○議長（伏屋隆男君） 第29号議案 笠松町議会副議長辞職許可についてを議題といたします。

高橋伸治副議長は退席をお願いいたします。

〔副議長 高橋伸治君退場〕

本件については、質疑、討論を省き、直ちに採決いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、第29号議案は原案のとおり可決されました。

高橋前副議長の入場を許可します。

〔4番 高橋伸治君入場・着席〕

辞職許可については可決されました。

前副議長、挨拶をお願いいたします。

○4番（高橋伸治君） 2期目ということで大変緊張した時期でございましたけれども、ベテランの議長の下、何かと行き届きがあったと思えますけれども、副議長の最低限度の任務は果たせたかなあというふうに思っております。本当にありがとうございました。

○議長（伏屋隆男君） ただいま副議長が欠けております。

お諮りいたします。この際、笠松町議会副議長選挙についてを日程に追加いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、この際、笠松町議会副議長選挙についてを日程に追加いたします。

書記をして議案を配付いたさせます。

〔議案配付〕

議案の配付漏れはありませんか。

[挙手する者なし]

配付漏れなしと認めます。

---

### 追加日程 第2号選挙について

○議長（伏屋隆男君） 第2号選挙 笠松町議会副議長選挙を行います。

お諮りいたします。選挙は、投票あるいは指名推選のいずれの方法により行うことといたしまし  
ましょうか。

[「投票」の声あり]

投票によらねたいとの発言がありますので、選挙の方法は投票によることにいたします。  
議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

ただいまの出席議員は10名であります。

投票用紙を配付いたさせます。

[投票用紙配付]

投票用紙の配付漏れはありますか。

[「ありません」の声あり]

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

[投票箱点検]

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の  
上、点呼に応じて順次投票を願います。

点呼を命じます。

[点呼・投票]

投票漏れはありますか。

[「ありません」の声あり]

投票漏れはなしと認めます。

投票を終了いたします。

[投票箱閉鎖]

これより開票を行います。

会議規則第73条第2項の規定により、立会人に2番 番有里議員、8番 川島功士議員の2  
名を指名いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、両議員の立会いをお願いします。

[開 票]

選挙の結果を報告いたします。

投票総数10票、これは先ほどの出席議員に符合いたしております。

そのうち有効投票10票。

有効投票中、間宮寿和議員10票。以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は2.5票であります。よって、間宮議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

ただいま当選されました間宮議員が議場におられますので、本席から会議規則第74条の規定による告知をいたします。

なお、ここで当選者の氏名、住所、生年月日を事務局長をして申し上げさせますので、所定欄に御記入願います。

○議会議務局長（佐々木正道君） 笠松町議会副議長当選者、氏名、間宮寿和、住所、羽島郡笠松町下本町26番地、生年月日、昭和42年7月6日。

○議長（伏屋隆男君） 新副議長、挨拶をお願いします。

○新副議長（間宮寿和君） 御選出いただきましてありがとうございます。まだまだ未熟者ではございますが、伏屋議長の下、精いっぱい頑張っていきたいと思っております。今後とも御支援いただきますようよろしくお願いいたします。

---

#### 日程第5 第27号議案及び日程第6 第28号議案について

○議長（伏屋隆男君） 日程第5、第27号議案から日程第6、第28号議案までの2議案を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 本日提出させていただきました案件は、笠松町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、令和7年度笠松町一般会計補正予算（第1号）について、以上2件であります。

副町長より詳細説明いたさせますので、御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伏屋隆男君） 村井副町長。

○副町長（村井隆文君） それでは、順次御説明を申し上げます。

議案書の2ページから3ページ、議案資料では1ページから2ページにわたります。

第27号議案 笠松町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてであります。非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

令和6年度の給与改定により、俸給月額や扶養手当支給額が改定されたことに伴い、政令において損害補償の額の算定の基礎となる補償基礎額及び扶養に係る加算額が改正されたことにより、当町の消防団員等及び消防作業従事員等の損害補償に係る補償基礎額を改定させていただくものでございます。

議案資料のほうの2ページを御覧ください。

補償基礎額を階級及び勤務年数に応じまして、表記のとおり改正をさせていただきます。

続きまして、議案資料の1ページにお戻りください。

こちらでは、消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を9,100円から9,700円に、最高額を1万4,200円から1万4,500円に、また併せまして、扶養に係る補償基礎額の加算額を第1号、こちらは配偶者に係る分でございますが、217円から100円に、第2号、こちらは子に係る部分でございますが、333円から383円に改正をさせていただくものでございます。

なお、施行期日は公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用をさせていただきます。

続きまして、議案書の4ページから6ページにわたります。

第28号議案 令和7年度笠松町一般会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正額は1,270万円の増額補正であります。

6ページを御覧ください。

歳出では、第3款 民生費、第1項 社会福祉費、第6目 福社会館費で、14節 工事請負費において福社会館施設改修等工事請負費を55万円計上させていただきました。福社会館のキュービクル設備の電圧計が故障したため、改修を行うものであります。

次に、第9款 教育費、第2項 小学校費の第1目 学校管理費では、12節 委託料で監理委託料として75万円、14節 工事請負費で小学校校舎修繕等工事請負費で1,140万円を計上させていただきました。笠松小学校南舎雨漏りに伴いまして、教室を確保するため、中舎2階の集会室を普通教室2室に改修を行うものでございます。

なお、今回の増額補正に伴う財源には、前年度からの繰越金1,270万円を充てさせていただきました。

以上でございます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（伏屋隆男君） お諮りいたします。これよりの議事の進め方といたしましては、各議案について1議案ごとに質疑・採決を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、そのように進めてまいります。

第27号議案 笠松町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第27号議案は原案のとおり可決されました。

第28号議案 令和7年度笠松町一般会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

ありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第28号議案は原案のとおり可決されました。

---

### 閉会の宣告

○議長（伏屋隆男君） これにて本会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。よって、令和7年第2回笠松町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前10時38分

上記は会議の次第を議会事務局長が記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

令和7年4月4日

新議長 伏屋隆男

副議長 高橋伸治

議員 川島功士

議員 番有里